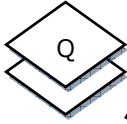




労働相談Q & Aで解決！

残業手当③



毎日、深夜まで残業していますが、深夜手当のほかは手当が支給されません。

A 一日の労働時間が8時間を超える場合、会社は通常の2割5分以上の割増し賃金を払わなければなりません。時間外勤務が深夜に及んだ場合は深夜分の割増し賃金（2割5分以上）とあわせ、5割以上の割増賃金を支払う必要があります。

解説はこちら

- 会社は、1日8時間、1週間40時間（常時使用する労働者が10人未満の商業・サービス業等では1日8時間、1週間44時間。）を超えて労働させてはならないことになっていきます（労働基準法第32条）。
- この時間を超えて労働させる場合、会社は事業所の過半数の労働者の代表と協定（36協定）を結び、労働基準監督署に届け出た上、それぞれの労働者と時間外労働ができるよう契約を結ぶ必要があります。
- 時間外勤務に対しては、通常の労働時間の賃金の2割5分以上5割以下の範囲で割増し賃金を支払わなければなりません（労働基準法第37条第1項）。
また、深夜の時間帯（午後10時～午前5時）に労働させた場合は、2割5分以上の率の割増し賃金を支払わなければならない（労働基準法第37条第4項）、時間外と深夜の時間帯が重複した場合は、割増し率は合算され5割以上の割増し賃金を支払わなければなりません。
- 労働時間には休憩時間が含まれないので、勤務時間から、休憩時間を除いた時間が8時間を超えた場合が時間外となります。なお、お客さんが来るのを待つ時間などのいわゆる手待ち時間は労働時間に含まれます。
- また、管理監督者等については、労働時間に関する規制が適用されないため、8時間を超えても時間外の割増し手当は支払われません（労働基準法第41条）。ただし、深夜の時間帯における割増賃金については管理監督者等であっても支払われます。
- これまで、割増賃金を含む賃金請求権の消滅時効は2年間でしたが、法改正により、令和2年4月1日以降に支払期日が到来するものについては5年間となりました（労働基準法第115条）。ただし、経過措置として、当分の間は3年間とされています（労働基準法第143条）。

どうすれば？

- 雇用契約書、就業規則、残業の記録、給与明細等の資料を準備しましょう。
- 収集した資料に基づき、時間外労働の時間数を計算しましょう。
- 会社の給与担当者や労務管理の責任者に説明を求めましょう。
- 未払の残業手当がある場合は、支払を請求しましょう。
- 残業手当を支払ってもらえない場合、残業手当の未払は、労働基準法違反となりますので、労働基準監督署に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ 山梨県内の労働基準監督署
甲府労働基準監督署 (管轄区域: 下記以外の地域)
電 話 055 (224) 5616
都留労働基準監督署 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)
電 話 0554 (43) 2195
鯉沢労働基準監督署 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)
電 話 0556 (22) 3181